



情報マネジメントシステム

IMS認証機関認定の実施に係る指針 MD28

JIP-IMAC228-1.0

2024年2月19日

**一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター
(ISMS-AC)**

〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号 六本木ファーストビル内

Tel.03-5860-7570 Fax.03-5573-0564

URL <https://isms.jp/>

ISMS-ACの許可なく転載することを禁じます

1. 目的

この文書は、JIP-ISAC100 (ISMS 認証機関認定基準及び指針)、JIP-ITAC100 (ITSMS 認証機関認定基準及び指針)、JIP-BCAC100 (BCMS 認証機関認定基準及び指針)、及びJIP-CSAC100 (CSMS 認証機関認定基準及び指針) に基づく認定の実施に係る共通の指針を示すものである。

2. 指針

- 1) この指針は、一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター（以下、本認定センターという）が IAF¹(国際認定フォーラム)必須文書 IAF MD28:2023 Issue 1 (IAF データベースにおけるデータのアップロード及び維持に関する IAF 必須文書²)（以下、IAF 必須文書という）の原文³を日本語に翻訳したものを使用する。この指針には、IAF 必須文書の日本語訳を添付している。
- 2) この指針に添付している IAF 必須文書の日本語版に対し“ISO/IEC 17011”は“JIS Q 17011”のように、対応する JIS 規格がある場合は、それに読み替えるものとする。

¹ IAF : International Accreditation Forum, Inc.

² IAF Mandatory Document for the Update and Maintenance of Data on IAF Database

³ 本認定センターは、IAF 文書の著作権は IAF が保持しており、正本は英語版であることを認めている。

(このページは空白です。)



IAF Mandatory Document

IAF データベースにおける データのアップロード及び維持に関する IAF 必須文書

Issue 1

(IAF MD 28:2023)

注:この文書は、IAF Mandatory Document for the Update and Maintenance of Data on IAF Database の内容を変更することなく本センター及び公益財団法人 日本適合性認定協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.16 参照) から入手できる。

2024 年 2 月 19 日

情報マネジメントシステム認定センター (ISMS-AC)

国際認定フォーラム（IAF）は、IAFメンバーによって認定された適合性評価機関（CAB）が発行する適合性評価結果が全世界で受け入れられるよう、認定機関（AB）間における相互承認協定を世界的規模で運用することによって、貿易を推進し、産業界及び規制当局を支援している。

認定は、認定された CAB が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFメンバーである AB 及びそれらに認定された CAB は、適切な国際規格及びその一貫した適用のための IAF 必須文書に適合することが要求される。

IAF 国際相互承認協定（MLA）に署名している AB は、認定プログラムの運用に信頼を与えるために、選任された相互評価チームによる定期的な評価を受ける。IAF MLA の構造は、“IAF PL 3 – Policies and Procedures on the IAF MLA Structure and for Expansion of the Scope of the IAF MLA” に、IAF MLA の範囲は、IAF MLA Status document に詳述されている。

IAF MLA の構造は 5 つのレベルで構成されている。レベル 1 は全ての AB に適用される基準、ISO/IEC 17011 を規定している。レベル 2 の活動と、対応するレベル 3 の規準文書との組合せを MLA のメインスコープと称し、レベル 4（該当する場合）及びレベル 5 の関連する規準文書の組合せを MLA のサブスコープと称する。

- MLA のメインスコープは、例えば、製品認証のような活動と、ISO/IEC 17065 などの関連する強制規格を含む。メインスコープレベルにおける CAB による証明は、同等に信頼できると見なされる。
- MLA のサブスコープは、例えば ISO 9001 などの適合性評価に関する要求事項と、該当する場合、例えば、ISO 22003-1 などのスキーム固有の要求事項を含む。サブスコープレベルにおける CAB による証明は同等と見なされる。

IAF MLA は、市場による適合性評価結果の受入れに必要な信頼性を提供する。IAF MLA 署名 AB に認定された機関によって、IAF MLA の適用範囲内で発行される証明は、世界中で認知されることができ、それによって国際貿易を推進する。

目 次

1. 序文.....	5
2. 引用文書.....	6
3. 定義.....	7
4. データに関する要求事項.....	7
5. 適用除外の正当性.....	11
6. 機密保持.....	13
7. 順守及び制裁.....	15
8. コミュニケーション.....	16
附属書 A.....	17
附属書 B.....	18

第 1 版

作業：IAF 技術委員会

承認：IAF メンバー

発行日：2023 年 10 月 26 日

問い合わせ先: Elva Nilsen

IAF Corporate Secretary

電話番号: +1 613 454-8159

Email: secretary@iaf.nu

承認日：2023 年 10 月 12 日

適用日：2024 年 10 月 26 日

IAF 必須文書への序文

この文書で使用されている“should”（望ましい）は、規格の要求事項を満たすことの、認知された手段であることを示す。適合性評価機関（CAB）は、この要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関（AB）に対して実証できれば可能である。この文書で使用されている用語“shall”（なければならない）は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定が強制されることを示す。

IAFデータベースにおけるデータのアップロード及び維持に関するIAF必須文書

この文書は、ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17021-1 の一貫した適用のために義務づけられる。ISO/IEC 17011 及び ISO/IEC 17021-1 の全ての簡条は引き続き適用され、この文書は、上述の規格のいかなる要求事項も除外しない。本必須文書（MD）は、メインスコープである ISO/IEC 17021-1 の下で認定を提供する全ての IAF MLA 署名 AB 及びそのメインスコープの下で認定された認証機関（CB）に適用される。

1. 序文

1.1 2022年9月、「IAFDB PL1、*IAF Database, LLC*の管理及び運営体制、附属書1、認定されたMS認証のIAFデータベースで達成されるべき原則」が改訂された。この改訂には、認定された全てのマネジメントシステム（MS）認証をIAFデータベースにアップロードする義務の追加が含まれている。

1.2 本MDは、

- i) AB及びCBがIAFデータベース原則を達成するための必須要求事項を概説する。
- ii) AB及びCBがこれらの要求事項に適合する方法についての指針を提供する。
- iii) 本MDの要求事項に適合しない場合の制裁を概説する。

1.3 IAFデータベースの目的は、ISO/IEC 17021-1に基づきIAF MLA署名ABによって認定されたCBが発行したMS認証が有効であることを検証することによって、認定された認証を信頼する世界の産業界及び規制当局を支援することである。IAFデータベースは、産業界及び規制当局にとって必要な、調和されたデジタル形式での情報の要請を容易にし、AB及びCBが、それぞれISO/IEC 17021-1及びISO/IEC 17011に詳述されている情報の要請に係る要求事項を満たすことを支援する。IAFデータベースはまた、AB及びCBのために、IAFデータベース原則の範囲内で、また、本MDに従って、集計された分析とベンチマークの形で市場情報を無料で提供し、サードパーティユーザーに対しては匿名化された分析データを利用できるようにする。

1.4 ABの参加及び本MDへの適合は、ABがISO/IEC 17011 8.2.2に詳述されているMSの情報公開の要求事項を満たしていることを実証する。

1.5 CBの参加及び本MDへの適合は、CBがISO/IEC 17021-1 8.1.2 (b) 及び(c)に詳述されている情報の要請に係る要求事項を満たしていることを実証する。

1.6 AB及びその認定されたCBの参加及び本MDへの適合によって、ABは、IAFデータベースが各ABに提供する認定されたCBに関するデータを使用して、IAF MD15「マネジ

メントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する IAF 必須文書」の「有効な認定された認証の数」に必要なデータを収集することが可能になる。

- 1.7 既存の認証データベースを有する AB は、CB が複数のデータベースに同じデータを重複してアップロードすることを防ぐために、そのデータベースを IAF データベースと統合し、認証されたエンティティのデータを自動的にアップロードすることができる。ただし、認証されたエンティティのデータが、AB 又はスキームオーナーによって CB の代理としてアップロードされるのか、CB によって直接アップロードされるのか、あるいはその二つの組み合わせであるかにかかわらず、全ての認証されたエンティティのデータが IAF データベースに含まれること、及び CB が本 MD に適合していることを確実にする責任は、CB が負っている。
- 1.8 既存の MS の国別又はセクター別のスキームが、データベース/登録簿を有する場合、検証要請のやり取りを可能にし、AB 又は CB によるデータ接続又はアップロードが複数のシステムで重複することを避けるために、IAF データベースは、必要に応じてデジタル接続（すなわち API）を提供する。

2. 引用文書

- 2.1 IAFDB PL1 *IAF Database, LLC の管理及び運営体制* 第 4 版、附属書 1（認定された MS 認証の IAF データベースで達成されるべき原則（IAFDB PL1:2022 and Annex 1）を含む）
- 2.2 *IAF/ILAC-A2 IAF/ILAC 国際相互承認協定（Arrangements）*：単一認定機関の評価に関する要求事項及び手順
- 2.3 IAF MD15 *マネジメントシステム認証機関のパフォーマンス指標の提供のためのデータ収集に関する IAF 必須文書*
- 2.4 IAF PL9 *IAF CERTSEARCH マークの使用に関する一般原則（IAF PL Documents）*
- 2.5 ISO/IEC 17000 *適合性評価 – 用語及び一般原則*
- 2.6 ISO/IEC 17011 *適合性評価 – 適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項*
- 2.7 ISO/IEC 17021-1 *適合性評価 – マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項 – 第 1 部: 要求事項*

3. 定義

3.1 ISO/IEC 17000 の全ての定義が適用される。

3.2 以下の定義は、特に IAF データベース及び本文書に関連するものである。

- i) **認定機関データ**とは、IAF が AB に対して IAF データベースへのアップロードを要求する、CB に関する情報であって、4.1.1 で言及されるものをいう。
- ii) **匿名化された分析データ**とは、IAF データベースの認証されたエンティティのデータ及び/又は認定データと照合又は導き出されたデータであって、匿名化され集計されたものをいう。
- iii) **認証されたエンティティ**とは、メインスコプである ISO/IEC 17021-1 に基づき、IAF MLA 署名 AB に認定された CB によって、認定されたマネジメントシステム認証書を発行されているエンティティをいう。
- iv) **認証されたエンティティデータ**とは、ユーザーが認証書に含まれる情報を確認できるようにするために、IAF が CB に対して IAF データベースへのアップロードを要求する、認証されたエンティティに関する情報で、4.2.1 で言及されるものをいう。

注：認証されたエンティティデータには、匿名化された分析データは含まれない。

- v) **データベース管理者**とは、IAF データベースの日常的な管理の責任を負う管理者である。
- vi) **IAF データベース**とは、ISO/IEC 17021-1 の MLA に署名した AB の認定機関データ、認定された CB により認証されたエンティティのデータ、AB 及び CB の分析データ、並びに匿名化された分析データを保存し、処理するために、IAF が所有し、維持する IAF のデータベースをいう。
- vii) **IAF データベース管理委員会/IAF DMC**とは、IAF メンバーAB、地域認定グループ、認証機関協会及びユーザーグループの代表者を含む委員会を意味し、IAF データベースがユーザー及び参加するステークホルダーのニーズを満たすことを確実にするため、IAFDB PL1 に従い、データベース管理者を監督し、ガバナンスを提供する責任を負う。IAF DMC は、AB の適用除外に係る正当な理由をレビューして容認を決定し、その結果を IAF 理事会に報告する責任を負う。IAF DMC は IAF 理事会に報告する。

4. データに関する要求事項

4.1 データに関する AB の義務

4.1.1 AB は、附属書 A A.1 に記載されている、IAF データベースで利用可能な電子的方法のいずれかを用いて、ISO/IEC 17021-1 に基づいて認定する全ての CB に関連する以下の情報を IAF データベースにアップロードする。

- i) CB の名称、（該当する場合は）CB の略称、固有の識別コード
- ii) CB の事務所所在地
- iii) マネジメントシステム規格、スキーム、（該当する場合は）IAF コード、及び認証文書の発行について CB が認定されている国／地域（該当する場合）を含む認定範囲。

注：特定の国のリストに制限がない場合、AB は全ての国を記載することができる。CB がフレキシブルな認定範囲の授与を受けている場合、AB はその詳細を記載しなければならない。

- iv) 認定の状態（有効、一時停止又は取消し）

注：自発的な状態の変更が該当する場合は、その旨を示さなければならない。

4.1.2 附属書 A A.3 に記載されている追加情報は、AB が任意にアップロードしてもよい。

4.1.3 AB は、ISO/IEC 17021-1 に基づく全ての認定について、更新の都度 IAF データベースにアップロードされる情報がその時点の最新版を表すように、少なくとも月に 1 回、データを IAF データベースにアップロードする。

4.1.4 新しいデータをアップロードするか、既存のデータを更新するか、又は変更が必要ない場合は、情報が最新であることを確認するためのリンクをクリックするよう要請する電子メールが、毎月 AB に送信される。

注：AB がその月の情報が最新であることを確認した場合、AB は 4.1.3 の月次アップロード義務を果たしたとみなされる。

注：AB が最後にデータを更新／確認した日付は、IAF データベースに表示される。

4.1.5 認定機関データの誤り及び／又は欠落が明らかになった場合、AB は、2 週間以内に、修正及び訂正された完全なデータをアップロードする。

注：自動アップロード方法の一つを使用して、AB が自身のデータベースと IAF データベースとのリンクに成功し、AB のデータベースが最新である場合、AB は 4.1.3 及び 4.1.4 の義務を果たしたとみなされる。

4.1.6 AB は、ISO/IEC 17021-1 のメインスコープについて AB が認定した CB に対して、IAF データベースへの参加案内を送付する責任を負う。

4.1.7 AB が CB の代理で認証データをアップロードする場合、AB は、CB が 4.2 のデータに関する CB の義務を果たすことができるように、データをアップロードする最善の努力

を払う。しかし、4.2 への適合の責任は CB にある。

4.2 データに関する CB の義務

4.2.1 CB は、附属書 B B.1 に記載されている、IAF データベースで利用可能な電子的方法のいずれかを用いて、ISO/IEC 17021-1 に基づいて認証する全ての認証されたエンティティに関して、以下の情報をアップロードする。

- i) 認証されたエンティティの名称（公的な国内の登記簿に記載されている法的商号又は屋号）
- ii) 認証されたエンティティの登記上の住所

注：認証されたエンティティが登記された住所を持たない場合、CB は、法的な通信文書を受領するための住所、又は登記された事務所／代理人の住所のいずれかをアップロードすることができる。

- iii) 認証されたエンティティの地理的所在地、又は本社及び複数サイト認証の範囲内の全てのサイトの地理的所在地
- iv) 認証番号（固有の識別コード）
- v) マネジメントシステム規格及びスキーム、及び／又はその他の規準文書
- vi) IAF セクターコード（該当する場合）

注：必要に応じて、NACE コード又は他の産業セクターなどの他のセクターコードをアップロードし、IAF セクターコードにマッピングしてもよい。

- vii) 認証範囲（誤解を招いたり曖昧にならない、各サイトで適用される活動、製品及びサービスの種類に関する認証の範囲）。

注：CB が自身のフレキシブルな認定範囲の下で認証を授与した場合、CB はその旨を示さなければならない。

- viii) 認証発行日（認証の授与、認証範囲の拡大もしくは縮小、又は認証の更新の発効日）
- ix) 認証の有効期限
- x) 認証の状態（有効、一時停止又は取消し）

注：この情報は、有効、一時停止又は取消しの決定後少なくとも 3 年間は IAF データベースに維持されなければならない。

- xi) CB の名称及び（該当する場合は）略称

- xii) AB の名称及び (該当する場合は) 略称
- xiii) IAF データベースにおいて認証されたエンティティ及び認証を識別する、CB が指定する固有 ID。これらの固有 ID は、アルファベット、数字、英数字とすることができ、以下の特殊文字を含むことができる。@#・+=\/:; , ~ _ . これらの ID はいずれも IAF データベースの技術的要求事項である。
- a) 顧客 ID : IAF データベースにおいて認証されたエンティティを識別する一意の ID。
- b) 認証 ID: IAF データベースにおいて認証を識別する一意の ID。

注 : CB は、フォーマット基準が満たされる場合、4.2.1 iv) で参照される認証番号と同じ認証 ID を使用してもよい。

- xiv) 名称の重複 (すなわち、同じ名称をもつ 2 つの異なる会社) 又はアップロードされた名称に誤りがある可能性がある場合、又は認証されたエンティティの名称が公的な国内の登記簿で見つからない場合、「必要に応じて」その他の確定的な法的登記情報 (例えば、会社登記番号)。
- xv) 認証に使用される規格及び/又はその他の規準文書が要求するその他の情報。

注 : CB は、4.2.1 の必要な情報を自国語又は多言語でアップロードすることができる。

注 : 附属書 B B.3 に記載された追加情報は、CB が任意にアップロードすることができる。

- 4.2.2 CB が、IAF データベースと統合されている AB 又はスキームオーナーのデータベースを介して、認証されたエンティティデータをアップロードする場合、CB は、4.2.1 の情報が IAF データベースに含まれていることを確実にする責任がある。
- 4.2.3 データベース管理者は、CB、AB 及び/又はスキームによって同じデータがアップロードされている場合、CB がデータソースの優先順位を決定できるプロセスを提供する。
- 4.2.4 CB は、IAF データベースにアップロードされた情報が、CB が所有する、又は CB が管理する全ての認証されたエンティティデータの最新版を表すように、少なくとも月に 1 回、データを IAF データベースにアップロードする。
- 4.2.5 新しいデータをアップロードするか、既存のデータを更新するか、又は変更が必要ない場合は、情報が最新であることを確認するためのリンクをクリックするよう要請する電子メールが、毎月 CB に送信される。

注 : CB 又は AB が、自動アップロード方法の一つ、すなわち API を使用して IAF データベースと認証データベースの統合に成功し、その認証データベースが最新である場合、その CB 又は AB は、4.2.4 及び 4.2.5 の義務を満たしているとみなされる。

注：IAF データベースには、CB が最後にデータを更新／確認した日付が表示される。

4.2.6 認証機関データの誤り及び／又は欠落が確認された場合、CB は、2 週間以内に修正及び訂正された完全なデータをアップロードする。

5. 適用除外の正当性

5.1 AB による適用除外の正当性

5.1.1 IAF データベース原則 (IAFDB PL1 附属書 1) 原則 11 に従い、AB は、正当な理由により、4.1.1 のデータに関する義務の一部又は全部を履行できない場合がある。

5.1.2 4.1.1 のデータアップロード義務からの AB の適用除外は、IAFDB PL1 附属書 1 に従い、以下の根拠に基づいて正当化することができる。

- i) 地域／国の規制又は政府の要求事項
- ii) 国又は地域のデータプライバシー法又はデータセキュリティ法
- iii) そのような権限がない（政府機関の場合）

5.1.3 例外的なケースとして、AB が本文書の 4.1.1 に記載されたデータアップロード義務を履行できない場合、その AB は、IAF DMC に対して、以下を含む正当な理由を文書で提出しなければならない。

- i) AB が履行を適用除外されるべきと考える、データに関する義務
- ii) AB が 5.1.2 のデータ義務の履行を適用除外されるべきと考える根拠
- iii) 5.1.2 の正当な適用除外の証拠（例 規制要求事項への Web リンク及び関連する箇条の明示）
- iv) データを IAF データベースから適用除外するのではなく、「機密」として扱ってもよいか

5.1.4 IAF DMC は、AB による適用除外の正当化の理由を全てレビューし、その正当化が容認可能か否かを判断し、レビュー結果を AB に通知する責任を負う。IAF DMC は、レビューの正当性及びレビュー結果を定期的に IAF 理事会に報告する。

5.1.5 適用除外について容認された AB は、IAF データベースに「不参加」として表示される（参加ステータスフィールドについては附属書 A A.2 を参照）。これは、認定を確認するためには、AB に直接連絡する必要があることを、IAF データベースのユーザーが認識することを確実にするためである。

注：CB が、AB に容認された適用除外の正当な理由（下記参照）を有する場合、このことは AB の参加ステータスに影響しない。

- 5.1.6 4.1.1 に従ったデータのアップロードからの全面的又は部分的な適用除外に関する AB の正当化が容認された場合でも、AB は、認定した CB が本 MD に適合していることを確実にしなければならず、CB が 5.2 に従ってデータのアップロードからの適用除外を要求している場合、CB は下記 5.2.2 に規定されるプロセスに従う必要がある。
- 5.1.7 AB が、4.1.1 に従ったデータアップロードの適用除外について容認されている場合、データベース管理者は、一般に入手可能な認定情報（CB の認定データに関して AB の Web サイトに表示されている場合を含む）に依存する。

5.2 CB による適用除外の正当性

- 5.2.1 IAF データベース原則 (IAFDB PL1 附属書 1) 原則 12 に従い、CB は、正当な理由により、4.2.1 のデータに関する CB の義務の一部又は全部を履行できない場合がある。
- 5.2.2 データに関する義務からの CB の適用除外は、IAFDB PL1 附属書 1 に従い、以下の根拠に基づいて正当化することができる。
- i) 地域／国の規制又は政府の要求事項
 - ii) 国もしくは地域のデータプライバシー法又はデータセキュリティ法
 - iii) そのような権限がない（政府機関の場合）

注：CB が政府機関であり、政府の指示により CB が IAF データベースに参加できない場合。

- 5.2.3 例外的なケースとして、CB が 4.2.1 に記載された情報の全部又は一部をアップロードできない場合、CB は、CB がその認定を保持している AB に対し、以下を含む正当な理由を文書で提供する。
- i) CB が履行を適用除外されるべきと考える義務
 - ii) CB が 5.2.2 で特定された義務の履行を適用除外されるべきと考える根拠
 - iii) 該当する場合、情報のアップロードの際に、データを IAF データベースから適用除外するのではなく、「機密」として扱ってもよいか。
 - iv) 5.2.2 の正当な適用除外の証拠（例 規制要求事項への Web リンク及び関連する箇条の明示）。

5.2.4 AB は、全ての CB の正当性をレビューし、それぞれの正当性が容認可能かどうかを判断する責任を負う。

5.2.5 CB の正当性に関する AB のレビュー及び決定は、相互評価プロセスによる評価の対象となる。

- 5.2.6 CBが複数の認定を保持している場合、その認証を対象とする認定に係るABに正当性の根拠を提示する。認証が複数の認定機関による認定の対象となっている場合、CBはその認証を対象としている全てのABに連絡する。
- 5.2.7 適用除外を容認されたCBは、全てのCB及びABの集計分析に役立てるため、規格及び/又はその他の規正文書、認証範囲、セクター及び地理的所在地（複数サイト認証の認証範囲内のサイト数を含む）ごとの認証数を含む集計分析データを、少なくとも四半期ごとにIAFデータベースに提供する。
- 5.2.8 適用除外を容認されたCBは、IAFデータベースにおいて“不参加”として表示される（参加ステータスフィールドについては、附属書B B.2を参照）。これは、認証が有効であることを確認するためには、CBに直接連絡する必要があることをIAFデータベースのユーザーが認識することを確実にするためである。
- 5.2.9 CBが、4.2.1に準じて、データのアップロードの適用除外について容認されたが、その認証されたエンティティがその認証情報をIAFデータベースにアップロードすることを要求する場合、CBは、要求された認証のみをIAFデータベースにアップロードするか、データベース管理者が認証情報をアップロードし、CBは、ISO/IEC 17021-1 8.1.2(b)及び(c)の要求事項に従って、その認証が有効であることを検証することができる。
- 5.2.10 レビューのために（正当な理由とともに）適用除外事項を提出したCBは、提出した記録を維持し、適用除外事項の最新の適用可能性について定期的にレビューするための文書化されたプロセスをもつ。

5.3 苦情及び異議申立て

- 5.3.1 ABが適用除外に関するIAF DMCのレビュー結果に同意しない場合、ABは、苦情及び異議申立てに関するIAF規則及び手順（例えば、IAF/ILAC-A2）に従って、その結果に異議を申し立てることができる。
- 5.3.2 CBが適用除外に関するABのレビュー結果に同意しない場合、CBはABのプロセスに従ってその結果に異議申立てをすることができる。

6. 機密保持

- 6.1 データをアップロードすることは可能だが第三者への公表に適さない、又は公表できない場合でも、CBはIAFデータベースに参加することが求められる。しかしアップロードす

る情報の全部又は一部は、機密情報として扱われることが可能であり、6.2の規定が適用される。

6.2 適切かつ正当な場合、CBは、IAFデータベース内で、認証されたエンティティデータ又はそのデータの一部（例えば、顧客名）を「機密」としてマークしてもよい。この場合、機密とマークされたデータは、IAFデータベースのユーザーには表示されない。正当な理由は以下のとおりである。

- i) 認証されたエンティティが、国家安全保障に関連する活動について認証されている場合。
- ii) 認証活動の所在地、又は適用範囲の公表が、顧客、その従業員、又は認証されたエンティティの顧客に対して重大な安全上のリスクをもたらす可能性が合理的に考えられる場合。
- iii) 政府又は規制による要求事項により、そのような情報を機密として扱う要求がある場合。

6.3 CBが、認証されたエンティティデータ又は認証されたエンティティデータの一部を、IAFデータベースにおいて「機密」として表示する場合、当該CBは、要求に応じて、当該情報が「機密」とであることを裏付ける証拠をABに提供しなければならない。当該証拠は、6.2の要求事項を満たすものでなければならず、また、CBが認証したエンティティからCBに対して、正当な理由を詳述した理由とともに、その情報を機密とすることを要請する文書を含まなければならない。要請には、情報の機密保持の根拠を概説し、6.2の正当な機密保持の証拠（例 規制要求事項へのWebリンク及び関連する箇条の明示）を概説する。また、正当な理由によって、全部又は一部の情報が公表されない、及び/又はIAFデータベースへのアップロードにおいて特定のフィールドを適用除外することについても記載する。CBは、ABから要求された場合、上記の正当な理由を詳述した認証されたエンティティからの機密とする要請を実証することが求められる。認証されたエンティティは、認証に関する全情報を機密にするか、又は選択したフィールド（例えば、所在地又は適用範囲）のみを機密にするかを区別してもよい。

6.4 認証されたエンティティデータが「機密」としてマークされており、CBが認証されたエンティティの名称及び/又は認証番号の検索が可能であることを示している場合、認証されたエンティティの名称又は認証番号でIAFデータベースを検索するユーザーには、以下の詳細とともに、認証されたエンティティの名称又は認証番号のみが表示される。

- i) 認証されたエンティティを認証したCBの確認
- ii) 認証又は認証されたエンティティに関連する情報が機密であることをユーザーに通知する文言。
- iii) CBが表示するよう要求した、その他のフィールド（例 規格、適用範囲）

- iv) 認証を授与した CB への問い合わせフォーム。これにより、ユーザーは CB に連絡することができ、検証者がさらに情報を必要とする場合には、IAF データベースを介して回答を得ることができる。

7. 順守及び制裁

7.1 AB から IAF データベースに提供されたデータに関して懸念が確認された場合、以下の一つ又は複数が適用される可能性がある。

- i) IAF データベース管理者は AB と連絡をとり、アップロードを促進するために参加 AB とともに具体的な処置（例えば、アップロードの支援）を講じる。
- ii) IAF DMC は、データベース管理者、IAF 事務局、及び／又は IAF MLA 議長から（例えば、相互評価の結果に基づいて）通知を受ける。
- iii) IAF DMC は、さらなる処置のために AB に連絡する。
- iv) IAF は、IAF の規則及び手順に従って、追加の処置を講じる。

7.2 CB が、IAF データベースに参加せず、本 MD に適合して活動しておらず、また、適用除外の容認可能な正当な理由を AB に提示していない場合、AB は、ISO/IEC 17011 の 7.6.8 に従って不適合を指摘し、必要であれば、AB の方針に従って制裁を開始する。

7.3 CB のデータアップロードの監視は、データベース管理者が行い、関連する AB に報告する。

7.4 AB は、本 MD の要求事項（該当する場合は、ISO/IEC 17021-1 の要求事項を含む）が満たされていることを確実にするために、IAF データベースのダッシュボード及びそのレポートを適宜活用し、認定周期にわたる審査プロセスにおいて、又は適切と思われる他の手段によって、CB のデータアップロードに関する適合性を監視する。これには、以下のことが含まれる。

- i) アップロードが期限通りに完了している（ダッシュボードのアクティビティ レポートによる評価）。
- ii) 該当する場合、IAF データベース内での適用除外及び機密扱いとすることが、本 MD のプロセスに従っている。
- iii) データに関する懸念に関して CB に送られた全ての通知が、CB によって対処されている。

7.5 CB が本 MD に適合しない場合、AB は ISO/IEC 17011 の 7.6.8 に従って不適合を指摘し、必要であれば、AB はその方針に従って制裁を開始する。

注：CB が本 IAF MD に適合していない理由が、IAF データベースの技術的な障害によるものである場合、制裁

は行われぬ。

7.6 CB が IAF データベースを不正に使用したことが判明した場合、DMC は AB に通知し、AB は調査を行い、必要であれば AB の方針に従って制裁を開始する。

8. コミュニケーション

8.1 IAF データベースに情報が表示されない理由をユーザーに知らせるため、容認された適用除外を正当化する理由（機密でない限り）並びに AB 及び CB のデータベース参加ステータスは全て、IAF データベースに記載される。この情報により、認証の検証をデータベース経由ではなく、認証を発行した CB と直接行うことが可能となる。AB 及び CB それぞれの参加ステータスに関する情報については、附属書 A A.2 及び附属書 B B.2 を参照のこと。

IAF データベースにおけるデータのアップロード及び維持に関する IAF 必須文書の終わり

追加情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。-<http://www.iaf.nu>

事務局

Elva Nilsen
IAF Corporate Secretary
Telephone +1 (613) 454-8159
Email: secretary@iaf.nu

附属書 A

A.1 ABによる電子的アップロード方法

ABは、IAFデータベースで利用可能な以下の電子的方法のいずれかを用いてデータをアップロードする。

- a. IAFデータベースへの直接入力
- b. システムファイルのアップロード（エクセル又はXMLファイルを使用）
- c. ファイル転送プロトコル（FTP—エクセル又はXMLファイル）を使用してアップロード
- d. アプリケーションプログラミングインタフェース（API）を使用した自動アップロード
- e. 将来利用可能になる可能性のあるその他のアップロード方法

A.2 ABの参加ステータス

参加、適合	「参加、適合」は、本 IAF MD に適合する全ての AB に割り当てられなければならない。
参加、不適合	「参加、不適合」は、本 IAF MD に適合しない全ての AB に割り当てられなければならない。
不参加	適用除外する正当な理由が容認された AB

注：

- CBが正当な適用除外理由を有し、「不参加」ステータスの場合、ABの参加ステータスに影響を与えない。

A.3 ABによる任意のデータフィールド

1. 以下の追加情報は任意であり、ABがアップロードしてもよい。
 - a. CBの経済圏（エコノミー）
 - b. CBの概要
 - c. CBのWebサイト
 - d. 一般的な連絡先

附属書 B

B.1 CB による電子的アップロード方法

CB は、IAF データベースで利用可能な以下の電子的方法のいずれかを用いてデータをアップロードする。

- a. IAF データベースへの直接入力
- b. システムファイルのアップロード（エクセル又は XML ファイルを使用）
- c. ファイル転送プロトコル（FTP—エクセル又は XML ファイル）を使用したアップロード
- d. アプリケーションプログラミングインタフェース（API）を使用した自動アップロード
- e. CB のオンデマンド経由でアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を使用したアップロード。
- f. 将来利用可能になる可能性のあるその他のアップロード方法

B.2 CB の参加ステータスマトリックス

参加、適合	「参加、適合」は、本 IAF MD に適合する全ての CB に割り当てられなければならない。
参加、不適合	「参加、不適合」は、データベースアカウントを有効にしているが、本 IAF MD に適合していない全ての CB に割り当てられなければならない。
不参加、不適合	「不参加、不適合」は不活性状態のデータベースアカウントをもち、本 IAF MD に適合していない全ての CB に割り当てられなければならない。
不参加	適用除外する正当な理由が容認された CB であるが、IAF MD の要求事項に適合し、5.3.6 に従って統計情報をアップロードしている。

注：

- CB を認定した AB が適用除外の正当な理由をもち、不参加のステータスを有している場合、CB のステータスに影響を与えない。
- CB が認証されたエンティティ及び認証情報に対する機密保持の要求事項を正当化し容認さ

れた場合は、参加ステータスに影響を与えない。

- データの一部をアップロードしないことについて、正当化され容認された適用除外事項がある CB は、これによって参加ステータスが影響を受けることはない。
- 「参加、不適合」又は「不参加」のいずれかの CB は、匿名化された分析データにアクセスできない。

B.3 CB による任意のデータフィールド

以下の追加情報は任意であり、CB はアップロードしてもよい。IAF データベースには、必要に応じて他の任意フィールドが追加されることがある。

- a. CB のロゴ
- b. CB の略称、AB の略称
- c. 認証されたエンティティの商号・屋号
- d. 認証されたエンティティの英語名
- e. 多言語による商号
- f. 多言語による認証及び認証されたエンティティの情報
- g. CB の電子認証文書へのリンク
- h. 認証書の PDF コピー
- i. 企業の Web サイト
- j. VAT/税 ID
- k. 企業/事業登録番号
- l. グループ会社の関係（例 最終親会社、親会社、子会社）